

⑦ 税金の減免・公共料金の割引等

税金

税金の減額・免除

種類	条件等		内容	窓口	
所得税	障害者控除	障害者	本人または同一生計配偶者、扶養親族が ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された場合 ・療育手帳に障害の程度が「B1」または「B2」と記載されている場合 ・身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 など	所得控除 27万円	税務署 (74 ページ)
		特別障害者	本人または同一生計配偶者、扶養親族が ・精神保健指定医などにより重度の知的障害者と判定された場合 ・療育手帳に障害の程度が「A」と記載されている場合 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている場合 ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている場合 など	所得控除 40万円	
		同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている場合	所得控除 75万円	
	金融機関等で身体障害者手帳などの確認書類を提示し、手続きを行って預け入れる預貯金等については、利子が非課税となる制度があります。(郵便貯金、少額預金、少額公債)			非課税限度額＝ 元本350万円 以内	各金融機関
住民税	障害者控除	障害者	本人または同一生計配偶者・扶養親族が身体障害者手帳3級～6級、精神障害者保健福祉手帳2級～3級または中軽度の知的障害の場合等	所得控除 26万円	新長田合同庁舎 (72 ページ) または 各区役所設置の テレビ電話 ※支所には ありません
		特別障害者	本人または同一生計配偶者・扶養親族が身体障害者手帳1級～2級、精神障害者保健福祉手帳1級または重度の知的障害の場合等	所得控除 30万円	
		同居の特別障害者の場合 ※平成24年度より扶養親族または同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除額に加算する方式から特別障害者控除の額に加算(23万円)する方式に変わりました。		所得控除 53万円	
	前年の合計所得金額が135万円以下の障害者			非課税	
	前年の合計所得金額が135万円を超え145万円以下の障害者(上記「145万円」とあるのは、控除対象配偶者または扶養親族がある場合にはその控除額等(16歳未満の年少扶養親族については33万円、同居特別障害者については23万円)を加算)			5割軽減	

種類	条件等		内容	窓口	
相続税	障害者控除	障害者	<p>相続人が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された場合 ・療育手帳に障害の程度が「B 1」または「B 2」と記載されている場合 ・身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 <p>など</p>	<p>税額控除 （85歳になるまでの年数×10万円） （注）過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額はこの算式により計算した金額と異なりますので、右記窓口にお尋ねください。</p>	税務署 (74 ページ)
		特別障害者	<p>相続人が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健指定医などにより重度の知的障害者と判定された場合 ・療育手帳に障害の程度が「A」と記載されている場合 ・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている場合 ・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級または2級と記載されている場合 <p>など</p>	<p>税額控除 （85歳になるまでの年数×20万円） （注）過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額はこの算式により計算した金額と異なりますので、右記窓口にお尋ねください。</p>	

税金の減額・免除（個人事業税、自動車税等）

1. 『障害者手帳等をお持ちの障害者の方に対する減免』

種類	条件等	内容	窓口
個人事業税	重度の視力障害者（失明または両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり等の医業に類する事業	課税対象外	県税事務所 (75 ページ)
自動車税・軽自動車税	種別割 ①本人または当該障害者と生計を一にする者が所有し、運転する自動車・軽自動車等 ②障害者のみで構成される世帯の者が所有し、本人を常時介護する者が継続して日常的に運転する自動車・軽自動車等 [注] ア. 障害者一人に対して一台に限ります。 イ. 使用目的がもっぱら障害者の方の移動のために使用する車両に限られます。	減免 (自動車税については、減免額に限度を設けています)	自動車税→ 県税事務所 (75 ページ) 軽自動車税 (種別割) → 新長田合同庁舎 (72 ページ) または市税の窓口 (兵庫・北神を除く区役所内) (裏表紙)
	環境性能割	自動車税種別割の減免対象になる方が、自動車・軽自動車を取得する場合（車両登録時のみ申請可）	減免 (減免額に上限あり)

※減免対象者の範囲は、52 ページをご参照ください。

※自動車税種別割の減免額の上限額は、総排気量が1.5 リットルを超え2.0 リットル以下の乗用車に課する自動車税種別割額が限度額となります。

※自動車税・軽自動車税の環境性能割の減免額の上限額は、220 万円に当該自動車に課す自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率をかけて算出した金額が限度額となります。

※障害の程度等に応じて1/2 減免となる場合があります。

（対象となる自動車が異なりますので窓口にお問合せください。）

※申請に際し、必要書類等、事前に窓口にお問合せください。

2. 『障害者の方を送迎等するための特別な構造を持つ自動車に対する減免』

社会福祉事業者等が所有又は使用し障害者の方を送迎等するための特別な構造を持った自動車は、申請により自動車税（種別割、環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）が減免等される場合があります。

【減免の対象となる自動車】

特種用途車で車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」「患者輸送車」でもっぱら障害者のために利用する自動車

【窓口】 県税事務所（75 ページ）

3. 『障害者の方を送迎等するための軽自動車等に対する減免』

社会福祉事業者等が所有し、障害者の方を送迎等するための軽自動車等は、申請により軽自動車税（種別割）が減税される場合があります。

【窓口】 新長田合同庁舎（72 ページ）、市税の窓口（兵庫・北神を除く区役所内）（裏表紙）

4. 『障害者の方のための特別な構造を持つ軽自動車に対する減免』

車両の構造が、もっぱら障害者の方の利用のために製造された特別な仕様の軽自動車は、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

特種用途車で車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者等輸送車」「入浴車」のいずれかである車両が対象となります。

【窓口】 新長田合同庁舎（72 ページ）、市税の窓口（兵庫・北神を除く区役所内）（裏表紙）

【自動車税、軽自動車税の種別割・環境性能割の減免対象者】

		障 害 の 程 度		
		障害者本人が所有し、かつ 自ら運転する場合	左記以外の場合	
身体障害者手帳の所持者	視 覚 障 害	1～4級		
	聴 覚 障 害	2～4級		
	平 衡 機 能 障 害	3、5級		
	音 声 機 能 障 害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合のみ）		
	上 肢 不 自 由	1～6級	1～3級	
	下 肢 不 自 由	1～6級		
	体 幹 不 自 由	1、2、3、5級		
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1～6級	1～3級
		移動機能	1～6級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害	1、3、4級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免 疫 機 能 障 害	1～3級		
	肝 臓 機 能 障 害			
軽自動車税（種別割）については、身体障害者手帳所持者であれば等級は問いません				
療 育 手 帳 の 所 持 者	※軽自動車税（種別割）のみ 重度（A）、中度（B1）		重度（A）、中度（B1） ※自ら運転する場合を除く	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 の 所 持 者	※軽自動車税（種別割）のみ 1級		1級 ※自ら運転する場合を除く	

公共料金

公共料金の割引等

種 類	対 象	内 容	窓 口	備 考
市立駐車場	本人運転	市内在住の身体障害者手帳1～4級所持者で自らが運転する方	[問合先] 神戸市総合コールセンター 年中無休 午前8時～午後9時 TEL：333-3330 ナビダイヤル： 0570-083330 [発行元] 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸4階	福祉駐車券の申請（新規・変更・再発行）については、「福祉駐車券申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類と共に左記の〔発行元〕まで郵送してください。申請書は各区役所・北須磨支所の障害福祉担当窓口、西区玉津支所の保健福祉サービス窓口、又は神戸市HPより取得可能です。
	介護者運転	市内在住の下記手帳所持者で介護者が運転する車両に同乗する方 ●身体障害者手帳1種 ●療育手帳A判定 ●精神障害者保健福祉手帳1級 ※介護者とは当該障害者と生計を一にする、もしくは継続して日常的に介護している人		
[対象駐車場] 78～80ページ				

種 類	対 象	内 容	窓 口	備 考
市立駐輪場 ※市内の各主要駅に設置。詳細は神戸市のホームページを参照	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちの方。	手帳の提示によって、利用料の5割相当の減免	各駐輪場の管理事務所	詳細については、神戸市ホームページ「市営駐輪場」をご参照のうえ、各駐輪場の管理事務所にお問い合わせください。
主な公共施設等	身体障害者、知的障害者、精神障害者、指定難病患者が施設等へ入場する場合	手帳、医療受給者証を窓口で提示で減免	各施設 (77ページ)	対象となる方は施設によって異なります。
	[対象施設] 77ページの各施設と自動車駐輪場			
NHK放送受信料の減免	世帯構成員のどなたかが、障害者の手帳（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、世帯全員が市民税非課税の場合。	全額免除	NHK 神戸放送局 経営管理企画センター (Tel 252-5050) (FAX 252-5051) 受付時間： 10:00～17:00 (土日祝日を除く)	区福祉事務所長の証明が必要
	視覚障害または聴覚障害のある方が世帯主で受信契約者の場合	半額免除		
	身体障害1・2級、知的障害A、精神障害1級の方が、世帯主で受信契約者の場合			
NTT電話番号案内料無料措置 (ふれあい担当)	視覚障害者1～6級、聴覚障害2級～4級・6級、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級～4級、肢体不自由者1・2級（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）の方、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、戦傷病者手帳 (視覚障害特別項症～第6項症、上肢不自由特別項症～第2項症、聴覚障害第2項症・第4項症、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害第1項症・第2項症・第4項項症)所持者	無 料	NTT西日本ふれあい案内担当 (Tel 0120-104-174) (FAX 0120-104-134) ・FAXの場合は、お客様のお名前、FAX番号を用紙に記載して送信して下さい。 受付時間： 9:00～17:00 (土日祝及び年末年始を除く)	所定の申込書に必要な事項を記入の上、手帳のコピーと郵送 ※申込書はNTT西日本ふれあい案内担当にご請求ください ※事前登録が必要 ※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象

携帯電話等使用料等の割引サービス

会社により、使用料等の割引サービスがあります。対象となるサービスの内容等、詳しくは各社にお問い合わせください。

会社名	サービス名	対象	問い合わせ先	備考
NTTドコモ	ハーティ割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患登録者証、特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている方。	ドコモショップ、ドコモ携帯電話取扱店	※申し込み手続きが必要。 ※申し込み時に手帳原本を確認。 ※対象サービス等詳しくは、各社にお問い合わせください。
KDDI au	スマイルハート割引		au ショップ、au 取扱店	
ソフトバンク	ハートフレンド割引		ソフトバンクショップ、ソフトバンク携帯電話取扱店	

郵便物の割引制度 ⑩ 日本郵便株式会社（76 ページ）

種類	対象	内容	備考
点字郵便物等の無料扱い	点字郵便物	無料 (3kg まで)	—
	特定録音物等郵便物		特定施設の発受するものに限る
ゆうパックの減額対象	心身障がい者用ゆうメール (3kg まで)	半額	重度の人が一定の図書館との間で発受するものに限る
	点字ゆうパック (30kg まで)	サイズ制固定運賃	—
	聴覚障がい者用ゆうパック (30kg まで)		対象者が特定施設との間で発受するものに限る
青い鳥はがき	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 判定 (又は 1 度・2 度)	無料	1 人あたり 20 枚配布 毎年の受付期間は最寄りの郵便局にお問い合わせください。 ※参考 2023 年 4 月 3 日～5 月 31 日受付 (配布は 2023 年 4 月 20 日以降)

交 通 費

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（一部交通機関で対応）提示により各交通機関から運賃の割引を受けることができます。詳しくは、それぞれの交通機関にお確かめください。

交通費の割引 57～59 ページ（交通機関の利用支援）をあわせてご覧ください。

交通機関	対象者			注) 小児とは6歳以上12歳未満	割引率		
	身体	知的	精神		本人	介護者	
市バス 普通区	大人1種 小児1種 小児2種	/		本人又は本人+介護者	普通50% 回数50% 定期 大人料金の50%※	普通 50% 回数 50% 定期 大人料金の50%※	
	大人2種			本人のみ	普通50% 回数50% 定期 大人料金の50%※	/	
市地下鉄	注) 手帳またはミライロIDの提示で割引。定期はそのほかに申込書の提出も必要。 ※小児定期乗車券は、割引の取扱いはしません。 ※地下鉄通学定期乗車券は大学生、中学生・高校生料金の50%引き 市バスの普通区以外の路線では割引内容が異なります。利用前に問い合わせください。						
ポーター ライナー	大人1種 大人2種	/		本人+介護者	普通、定期、回数	50%	50%
	小児1種 小児2種			本人+介護者	普通、回数 定期	小児運賃の50% 小児運賃と同じ	50% (介護者が大人の場合) 50%
六甲 ライナー	注) 手帳提示で割引。定期は手帳提示のほか申込書提出も必要。						
JR 私鉄各社	大人1種	/		本人のみ	普通 注3)	50%	/
				本人+介護者	普通、回数、(急行) 定期	50% 注1) 50%	50% (通勤定期に限る)
	大人2種	/		本人のみ	普通 注3)	50%	/
	小児1種			本人+介護者	普通、回数、(急行) 定期	50% 小児運賃と同じ 注2)	50% 大人に限り50% (通勤定期に限る)
	小児2種	/		本人のみ	普通 注3)	50%	/
				本人+介護者	定期	小児運賃と同じ 注2)	大人に限り50% (通勤定期に限る)
	注1) 通学定期乗車券の場合は、大人通学(大学生)の50%割引となります。 注2) 小児定期乗車券は、割引の取扱いはしません。(介護者が小児の場合も同じ) 注3) 片道100kmを超える場合に割引となります。購入前に、窓口でご確認ください。 会社によって割引内容が異なります。利用前に各社へ問い合わせください。						
	タクシー	1種2種	会社により異なる	大人・小児が乗車する場合			10%
乗車の際に手帳提示。重度心身障害者タクシー利用助成(57ページ)と併用できる。							
民営バス	1種2種	/		普通、回数		50%	会社により異なる
				定期		30%	会社により異なる
手帳提示で割引・小児の場合は、小児運賃からさらに割引。介護者割引は、乗車証もしくは、手帳に介護者付の表示のあるものに限り適用。 会社によって割引内容が異なります。利用前に各社へ問い合わせください。							
六ヶ ケール	大人1種	大人1級	本人+介護者			50%	50%
	大人2種	大人2級、3級	本人のみ			50%	/
窓口で手帳提示							

交通機関	対象者			内 容 注) 小児とは6歳以上12歳未満	割 引 率	
	身体	知的	精神		本 人	介 護 者
六甲有馬ロープウェイ 摩耶ロープウェイ 摩耶ケーブル	大人・小児			本人+介護者	50%	50% ※
	窓口で手帳提示（片道運賃から割引） ※障害者1名につき、介護者1名 ただし、障害者の方が視覚と聴覚の重複障害者のときは通訳と介助者の2名までです。					
須磨浦 ロープウェイ	1種			本人+介護者	50%	50%
	窓口で手帳提示。 障害者単独での利用の場合は適用されません。					
フェリー・定期 航路など	大人1種	会社により異なる	本人のみ		50%	
			本人+介護者		50%	50%
	大人2種	本人のみ		50%		
	会社によって割引対象・割引内容が異なりますので、利用前に各社へ問い合わせください。					
神戸ー関空 ベイ・シャトル	大人・小児			本人+介護者		
	窓口で手帳提示 大人¥950、小児¥480 ※障害者1名につき、介護者1名に障害者割引運賃（大人・小児）を適用します。					
航空運賃 （国内）	会社により異なる			事業者によって割引内容が異なります。 利用前に各社へ問い合わせください。		
有料道路 通行料	右記参照		本人 運 転	身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら 自動車を運転する場合（営業車等を除く。）	50%	
			介 護 者 運 転	重度（1種のみ）の身体障害児・者または重 度（1種のみ）の知的障害児・者が乗車し、 その移動のために介護者が自動車を運転する 場合（レンタカー、車検・修理時の代車、営 業車等を除く。）	50%	
	<p>有料道路料金所での手帳提示のみでは割引を受けることができません。 割引を受けるには事前に区役所・支所保健福祉課または玉津支所（裏表紙）での手続きが必要。 〔手続きに必要なもの〕 障害者手帳（シールを貼付します）、免許証、 ETC 利用の場合はさらに障害者本人名義の ETC カード、 ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（「ETC 車載器セットアップ 申込書・証明書」等）、車検証</p> <p>阪神高速道路株式会社 阪神高速お客さまセンター Tel 06-6576-1484 ※障害者本人が、未成年（18歳未満）の重度の障害がある方の場合、親権者または後見人 名義の ETC カードを登録することができます。 ※割賦購入（ローン）又は長期リース（レンタカー等短期リースは含みません。）により自動 車を利用している場合で、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に、上記に該当 する方の氏名が記載されているものは対象になりますので、申請の際は、割賦契約書又は リース契約書をお持ちください。（割賦購入の場合は、代金支払債務が残っている場合に限 ります。） ※親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど、事前に 登録した車両以外についても、料金所で手続き後の手帳等の提示により割引対象となり ます。</p>					